

第1326回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 開催日 令和 7 年 7 月 30 日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第34号 令和 8 年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第 9 条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第 3 市教委第35号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第 4 市教委第36号 オーテピア高知図書館フロア業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について

日程第 5 市教委第37号 高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について

報告 ○令和 7 年度教育委員会事務の点検・評価について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	永 野 隆 史
	2 番委員	谷 智 子
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	田 邊 裕 貴
	学校教育課学校教育班指導主事	馬 詰 敦
	青少年・事務管理課長	北 川 朋 代
	図書館・科学館課長	弘 瀬 友 也
	保育幼稚園課長	宮 地 豊 一
	保育幼稚園課長補佐	半 場 理 恵
	教育研究所長	越 智 知 恵
	教育研究所指導主事	寺 田 豊 徳
	教育研究所指導主事	谷 陽 子
	教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
	教育政策課総務担当係長	西 野 友 庸
	教育政策課主査	四 國 真 衣

5 欠席者

(1) 教育委員会	3 番委員	西 森 やよい
-----------	-------	---------

1 令和7年7月30日（水） 午後3時30分～午後4時15分（本庁舎3階 第一委員会室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

永野教育長

ただいまから、第1326回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、谷委員、お願いいたします。

谷委員

はい。

永野教育長

本日は議案が4件、報告事項が1件となっています。

議事進行の都合により、日程第3、市教委第35号から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、日程第3、市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

青少年・事務管理課長

それでは、資料の3ページ、4ページ、市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等」について御説明させていただきます。

高知市青年センター運営委員会は、高知市青年センター条例第21条を根拠としており、青年センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応じるとともに、青年センターにおける各種事業の企画及び実施について教育委員会に対して意見を述べることができると定められております。

委員の定数は、10名以内で任期は2年となっており、本年7月31日で任期満了となることから、委員の委嘱についてお諮りするものです。

それでは、4ページの運営委員会委員の一覧を御覧ください。1番から6番までは有識者としての立場から、7番から10番までは青年団体として、以上10名の委嘱を予定しております。備考欄に新任と書いておりますが、新任の方は3名、再任が7名となっております。

まず、新任の方々の御説明をさせていただきます。2番の渡辺智美さんですけれども、高知市青少年育成協議会からの推薦でございます。渡辺さんは、青少年育成協議会の推進指導員をされておりまして、青年センターを拠点とした社会活動の推進についての御意見をいただけるものと思っております。

次に、6番の浦本月乃さんです。この方は、現在、高知市のスポーツ振興課に在籍しておられますが、高知市地域おこし協力隊として応募をされてきた方で、任期は3年となっております。現在、高知ユナイテッドS Cを担当しておりまして、サッカー、若者、地域おこしのキーワードで青年センターの活性化の御意見がいただけるものと期待しております。

10番の三好智仁さんは、青年センターのサークル協議会の代表という立場で、充て職的ではありませんけれども、今回、代表者の交代がありました。青年センターの登録団体で組織する青年センターサークル協議会の代表者としての立場からということで、この方が新任となっております。

再任の方でございますけれども、3番、4番、5番の高知新聞社の方と小学校長と中学校長は充て職という形で再任になっております。特に、安達先生は今年の6月に新しく校長会から推薦された方になっております。

7番、8番、9番につきましては、青年センターの登録団体として今までお世話になった方ですが、その方も再任です。1番は公益社団法人高知青年会議所の特別会員ですが、以前は青年センターの利用者OBという立場もあり、それと、青年会議所での青年たちのボランティア活動についても、御意見、御指導いただける方となっております。

今回、実は20歳代の委員さんが3名おります。「青年センターですので、若い委員さんも」、という定例教育委員会での御意見もありまして選任いたしました。20代の方が、6番の浦本さん、8番濱口さん、10番の三好さんです。

以上、説明とさせていただきます。御審議をよろしく申し上げます。

永野教育長

それでは、この件に関して、質疑を行います。

森田委員

参考までに教えていただけたらと思います。6番の方は、御専門としてはスポーツを中心に活性化の御活躍をいただくということですか。確認です。

青少年・事務管理課長

スポーツの観点というよりも、若者です。この方が実は21歳の方で、青年センターの利用者にもなり得る方です。また、地域おこしということで、県外から高知市の地域おこし協力隊に御応募いただいた非常に意欲的な方です。それがちょうど、若者たちが大好きなサッカーということで、キーワードがそろったというような形で期待をしているところです。

森田委員

分かりました。大切な視点です。当事者と外からの両方の視点から高知を見ることができる方かなと思いました。

永野教育長

ほかに御意見はありますか。よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了したいと思います。採決に移ります。市教委第35号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第35号は、原案のとおり決しました。

それでは、引き続き日程第4でございます。日程第4、市教委第36号「オーテピア高知図書館フロア業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第36号「オーテピア高知図書館フロア業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等」について説明をいたします。

議案資料の5ページを御覧ください。趣旨としましては、オーテピア高知図書館のフロア業務委託について、現在の委託期間が令和8年6月30日をもって満了することから、次の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その審査を行うため、高知市プロポーザル選定委員会条例の規定に基づき、同業務に係るプロポーザル選定委員会委員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

初めに、別途お配りをさせていただいております、オーテピア高知図書館フロア業務に係る公募型プロポーザルの実施についての資料から説明をさせていただきます。

本業務の本旨、目的でございますが、多数の人手を要する図書の出納、集配などの、フロア関係業務の一部を図書館業務に実績のある業者に委託することにより、図書館サービスの向上を図り、

かつ図書館専門職である司書を課題解決支援サービス等の本来業務に集中させるために、フロア業務を委託しようとするものでございます。

次に、業務内容でございますが、ポスト返却図書の返却処理など、次のアからキに掲げる7つの業務となります。委託業務の履行期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間で予定しており、次の支出予定額にありますとおり、5年間の総額で792,000,000円を上限額とし、令和7年3月議会で債務負担行為を設定いただいております。なお、事業費については、県との費用負担に関する協定に基づき、県市折半となっております。

次に、公募型プロポーザル方式とする理由につきましては、全国的にも有数の規模であるオーテピア高知図書館の業務を円滑に行うためには、図書館運営の実績がある業者から広く提案をいただき、より優れた提案を採用することで、事業運営の質が確保されるものと考え、公募型プロポーザル方式を採用しようとするものでございます。

今後の日程としましては、今回お諮りします選定委員の委嘱案件について御承認をいただき、8月14日に第1回目のプロポーザル選定委員会を開催し、募集要項や審査基準等について御協議をいただき、8月19日に公告、公募を開始する予定となっております。

その後、資格審査を経て事業者提案書を提出いただき、10月24日に2回目の選定委員会を開催し、契約候補者を選定します。12月下旬から1月上旬には、契約を締結してまいりたいと考えております。

それでは、改めまして、議案資料の6ページの選定委員会委員の名簿を御覧ください。この度、プロポーザルの実施に当たり、高知市プロポーザル選定委員会条例の規定に基づき、本業務に係る選定委員会の設置を想定しております。

委員の人数は5名で、名簿の1番から3番までは、市の職員です。4番は、オーテピア高知図書館を共同運営いたします県立図書館の館長です。5番目は、その県立図書館を所管する高知県生涯学習課の課長を充てたいと考えております。内部の関係者の構成となっておりますが、本業務に係る提案の内容や業務体制をしっかりと審査をしていく上で、最も適当であると考えています。

説明は以上でございます。

永野教育長

それでは、この件に関して質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

森田委員

先ほどの4ページの委員の名簿と比べると少ないように思いますが、人数としてはこれで問題なく選定できるお考えかという確認です。

もう一つは、これまでの運営フロア業務は、私も利用者としてお世話になっていますが、これまでのフロア業務において、どのような課題があり、今度の選定委員会ではそういうところを見たいいただきたいというような視点があれば教えてください。

図書館・科学館課長

まず、選定委員の人数であります。5名と少ないように感じますが、今回の案件に関しては、5名で十分審議ができると考えております。

また、現在のフロア業務の状況ですけれども、特に大きな問題はございませんが、他県の状況を見ながら、大阪市立中央図書館が今年度に入札により業者を選定して、その後、実際に蓋を開けると、業務が滞ったという事例があります。

そういうこともあって、今回は公募型のプロポーザルということで、しっかりと運営体制を見ていきますので、その辺りは心配ないかと思っています。今の業者でも大体50人くらいの規模で運営をされていますので、実際の人的体制が整っているかというところが一番大事なところかと思っています。

森田委員

そこを担保しながら、そういったことを見ていただける委員を選んでいるのですね。

野並委員

予算のことを伺いますが、前回の5年前に比べて随分と物価高騰しています。この予算は、前回と比べて上乗せがかなりされているということですか。

図書館・科学館課長

現行の委託料で申しますと、現行の契約額は626,000,000円で、物価上昇も見越して5年間の総額の上限額を設定していただいております。

永野教育長

今、森田委員の方から改善点はないのかという質問がありました。業務内容の別紙でアからキまでございますけれども、様々な多岐にわたる業務で本当に神経を使われて、市民サービスのために頑張ってくれていると思いますが、特に、アからキに関して何かこういう視点で変えていく方向性があるのかないかとか、そこまではまだ課題としては挙がっていないのでしょうか。従前のとおりにやっていけば十分成り立つということですか。

図書館・科学館課長

この業務を滞りなく行う業者であれば問題ないと思います。特に、キのところにありますが、オーテピア図書館と市民図書館分館・分館室との間の配送の仕分業務があります。その配送業務については、また、別途に配送業者との委託契約がありますけれども、仕分の段階で、いかにリクエストが間違っていないかとか、資料の取違えがないかとかそういったところは、今の業者も十分気を付けてもらっていますけれども、そういう間違いがないようにというところもしっかりと見ていきたいと考えております。

永野教育長

ちなみに、蛇足になりますけれども、大阪市はどうしてそういう課題が残ったのでしょうか。

図書館・科学館課長

入札となりますと、価格競争になりますので、「この業務をこの人数でできますよ」と請けていたものが、実際業務をやってみると手が足りないことや、実際の経験が少ないがために、そのノウハウはなくて、運営そのものにつまずいたということになってしまったと聞いています。

永野教育長

それは全国的に注意しなければいけないですね。

図書館・科学館課長

実際に取られた業者さんは、図書館の業務を生業としている業者ではなくて、イベントの企画を主にやられている業者が取られたというふうに聞いております。

永野教育長

ほかに御意見はありますか。よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第36号「オーテピア高知図書館フロア業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第36号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第5、市教委第37号「高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について」を議題といたします。事務局から御説明をお願いします。

保育幼稚園課長

それでは、7ページの「高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止」について説明いたします。趣旨に書いてありますとおり、高知市立かがみ幼稚園の廃園に伴いまして、この条例施行規則を廃止するものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。この規則は、公布の日から施行して、令和7年4月1日から適用するものになっております。少し補足して説明させていただきますと、これに関連する条例については、昨年度の会でもお諮りさせていただいたところです。

児童数が減少しているかがみ幼稚園とかがみ保育園を統合し、かがみ幼稚園を閉園して、4月1日からかがみ保育園とするということで規則も廃止するものでございます。

本来であれば、昨年度、条例と合わせて規則を廃止する手続も行うべきものでありましたけれども、教育委員会規則として位置づけられていることを見抜っており、今回お諮りすることになったものでございます。その点は御容赦していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関しての質疑はございますか。よろしいでしょうか。御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第37号「高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第37号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項でございます。令和7年度教育委員会事務の点検・評価について事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

令和7年度教育委員会事務の点検・評価につきましては、6月の定例会で対象となる事業は、学校施設照明器具のLED化推進、不登校対策、学力向上対策の3つであることを御承認いただきましたが、不登校対策については、サブタイトルの変更を行うこととなっておりますので、今回、御報告するものでございます。教育研究所から説明いたします。

教育研究所長

不登校対策における副題についてですが、前回、お示しいたしました資料にございますように、「切れ目のない支援体制の構築と多様性を包摂する教育環境づくり」という表現を今回、「切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保」と変更させていただきました。この点につきましては、前回、委員の方から、「多様性を包摂する」という言葉の解釈について、インクルーシブ教育という広い視野となり、不登校対策においてどのように捉えるのか見えづらいというような御意見等もいただいております。

そこで、本市の課題に沿って、より明確にした表現となるよう、「多様な学びの機会」に変更させていただきました。教育研究所といたしましては、これまでの取組に加えて、全ての子供たちが学びにつながるができる環境づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

永野教育長

この件に関しての質疑はございますか。御意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この案件は、これまでの議論の中での修正ということになりますので、皆さんに色々と御説明をしていただいたものでございます。

それでは、次に移ります。日程第2、市教委第34号「令和8年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」についての議題でございますが、この案件は8月末までの時限秘の内容となっておりますので、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、これより秘密会といたします。

それでは、日程第2、市教委第34号「令和8年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

「令和8年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択」について御説明いたします。

(1)についてですが、小・中・義務教育学校の特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、学校教育法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。

学校教育法第34条に定める教科用図書とは、第34条第1項に、「小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と定められており、この規定は中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。

しかしながら、特別支援学級や特別支援学校で用いるための検定済教科書は、現在、発行されておりません。また、文部科学省が文部科学省著作教科書を編集、発行していますが、その種類は限られております。

そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称、9条図書と呼んでおります。

(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では、子供の学習に適切ではないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということになります。なお、9条図書は検定済教科書と同様に無償で給付され、支給された図書は子供個人のものになります。

(3)についてですが、9条図書は特別支援教育の教育課程に用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてですが、検定済教科書のように、日々これを用いて授業を行うというのではなく、子供の学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出し、劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として、活用したりすることが多くなっております。

次に、9条図書の採択について御説明いたします。採択の流れにつきましては、資料2の1ページを御覧ください。高知県教育委員会からの指導・助言を経て、高知市教育委員会が、学校の代表の意見を参考に調査研究を行い、本日の定例教育委員会で審議を行っていただき、採択をお願いするものです。

2ページを御覧ください。今年度の本市における第9条の規定による、一般図書選定基準を示しています。この内容におきましては、今年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを引用しております。

9条図書は、平成15年度以降採択された図書を順次追加していく形にさせていただいておりまして、資料3にございますように、今年度までに554冊の一般図書を一覧に掲載しております。ただし、絶版・品切れ等の理由により入手困難な図書があることから、実際には、436冊の一般図書の中から選び抜くことになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの実態に応じて、より良い図書を選択できるようにするためでございます。

続きまして、元の資料2の3ページを御覧ください。令和8年度以降用として新たに調査を行う一般図書一覧でございます。3ページの1から12までの12冊については、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。4ページの13から21までの9冊については、本市において、学校からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。以上、合計21冊について、本日御審議をお願いします。

5ページ以降は、この21冊の本の内容構成や印刷、表現、価格等について調査研究した結果でございます。こちらに、21冊の見本の本を用意しておりますので、御覧いただければと思っております。本日は、この21冊の採択について御審議していただきたく存じます。では、見本をお願いします。

教育研究所指導主事

こちらが、高知県教育委員会の方で採択されたものです。こちらが、高知市の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の方から希望があったものです。

永野教育長

この21のナンバリングで、これはそう並べられていますか。

教育研究所指導主事

はい、1番から12番がこちらになります。13番から21番がこちらになります。

永野教育長

それでは、時間を取りますので、御覧いただいでください。

これが一番高いですね。これはよく音が出ます。録音もできます。本当にすごいですね。

谷委員

これは素晴らしい。いくらか教えてください。

教育研究所指導主事

2,500円です。

谷委員

すごいです。そしてこちらが、高知市の学校の先生が選んだのですね。素晴らしいのを選んでいきますね。

教育研究所指導主事

小学校の方から選んでいます。

永野教育長

これは、何冊までとか決まっていますか。

教育研究所指導主事

個人の物であれば、各教科1冊ずつです。小学校であれば7冊。中学校であれば10冊です。

野並委員

正しい書き方って、これは、皆が持っていますね。

医師の「医」の書き方を間違えていました。こっちが最後になるのですね。

子供のときはこういう骨はないのですよ。

森田委員

ないのですか。

野並委員

赤ちゃんとかはないです。大きくなるにつれて、しっかりとできてきます。

谷委員

何でもできますね。すごいですね。素晴らしいです。

「ぼんちんぱん」、こういうのがいいわけですか。

教育研究所指導主事

リズムカルでリズムに乗っていいです。

谷委員

リズムに乗って、それがうれしいとか興味を持つということですね。すごいですね。

教育研究所指導主事

そちらは、高知市の作家さんです。

谷委員

田島征三さん。有名ですね。

これは、すごいですね。子供は案外こういうのに興味を持ちますよね。絵のタッチなんかもすごく興味を持つと思います。

永野教育長

それでは、一通り見ていただきましたが、何か御意見等はございませんでしょうか。

基本的なことが分かっているなくてごめんなさい。これは毎年こうやって選びますよね。これまで選んできた図書はどういう扱いになりますか。

教育研究所指導主事

今までのリストの中から、毎年どの本でも選ぶことができるということです。リストをどんどん増やしていきます。

永野教育長

もう無限に増えていきますよね。

廃盤になるのもあるでしょうけれども、人気があるものは引き続き使われるのでしょうか。毎年こうやって選んでいると莫大な量になりますが、やっぱり定番はありますよね。

教育研究所指導主事

重複しないようにはしているのですが、そうですね。

永野教育長

先ほどの音の出る本なんかもトレンドなのでしょうけれども、手を変え、品を変えみたいな、機能もすぐついています。

谷委員

あの絵画のなんかは、今年初めてですか。

学校教育課長

今年初めて選んでいた物です。

谷委員

私も初めて見ました。すごくいいと思いますね。やっぱり、本物をこうやって示すというのは、難しい面もあるかもしれませんが、やっぱり、それが大事ではないかなと思います。

永野教育長

勝手な推測をしてはいけませんが、多分、現場の先生が、目の前にいる子供たちの実情を見ながら、こういう本がきっと子供の姿と本が一致しているのではないかなと思ったのではないのでしょうか。

谷委員

ちゃんと選ばれて、これがいいと思ったのではないのでしょうか。

永野教育長

野並先生の選ばれていた漢字の書き順は定番なのですか。

野並委員

これは、かなり普遍的なものですね。

教育研究所指導主事

最近は書き順重視にはなっていないのですが、できるだけ文字を正確に覚えてもらいたいところもあって、選ばれたのではないかなと思います。

教育研究所指導主事

漢字の成り立ちも詳しく載っておりまして、そういったところも選定基準となっております。

野並委員

小学校の最初的时候から「飛」という漢字の書き順がきっと違っていました。

谷委員

あれは難しいですね。

永野教育長

それでは、よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第34号「令和8年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第34号は原案のとおり決しました。秘密会を解きたいと思います。

それでは、以上を持ちまして本日の議事日程は全て終了しました。これで教育委員会を閉会いたします。

総合教育会議の日程でございますが、令和7年8月4日月曜日の15時30分からです。アスパルこうちで開催されます。

続きまして、8月の定例教育委員会は、8月27日水曜日、16時からたかじょう庁舎3階、選挙管理委員会会議室です。

それでは終了いたします。

閉会 午後4時15分

署 名

教育長 _____

2 番委員 _____